

# 解体工事業登録の技術管理者の基準

「解体工事業に係る登録等に関する省令」

## 第7条 技術管理者の基準

### 第1号 次のいずれかに該当する者

イ	学校教育法による大学または高等専門学校を卒業	解体工事に關し、卒業後2年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学等に関する学科を修めた者
	学校教育法による高等学校または中等教育学校を卒業	解体工事に關し、卒業後4年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学等に関する学科を修めた者
ロ	実務経験	解体工事に關し、8年以上の実務経験を有する者
ハ	建設業法による技能検定	一級 建設機械施工技士
		二級 建設機械施工技士(第一種・第二種)
		一級 土木施工管理技士
		二級 土木施工管理技士(土木)
		一級 建築施工管理技士
		二級 建築施工管理技士(建築・躯体)
ニ	建築士法による免許	一級 建築士
		二級 建築士
ホ	職業能力開発促進法による技能検定	一級のとび・とび工
		二級のとび・とび工(解体工事に關し、合格後1年以上の実務経験)
ヘ	技術士法による第二次試験合格者	技術士(建設部門)

### 第2号 次のいずれかに該当する者で、解体工事施工技術講習を受講した者

イ	学校教育法による大学または高等専門学校を卒業	解体工事に關し、卒業後1年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学等に関する学科を修めた者
	学校教育法による高等学校または中等教育学校を卒業	解体工事に關し、卒業後3年以上の実務経験を有する者で、在学中に土木工学等に関する学科を修めた者
ロ	実務経験	解体工事に關し、7年以上の実務経験を有する者

### 第3号 解体工事施工技士資格試験に合格した者

### 第4号 国土交通大臣が第1～3号に掲げる者と同等以上と認定した者

\*1 土木工学等に関する学科

土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科)、建築学、都市工学、衛生工学、交通工学に関する学科

\*2 解体工事施工技術講習&解体工事施工技士資格試験

実施者 社団法人 全国解体工事業団体連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階

TEL:03-3555-2196

FAX:03-3555-2133